

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）

〔平成29年12月6日締結
平成30年 2月1日発効〕

背景

- 1983年:ユネスコの下、バンコク(タイ)において前身の規約を採択。
- 2011年11月:ユネスコの下、東京において開催された国際会議において、本規約を採択。

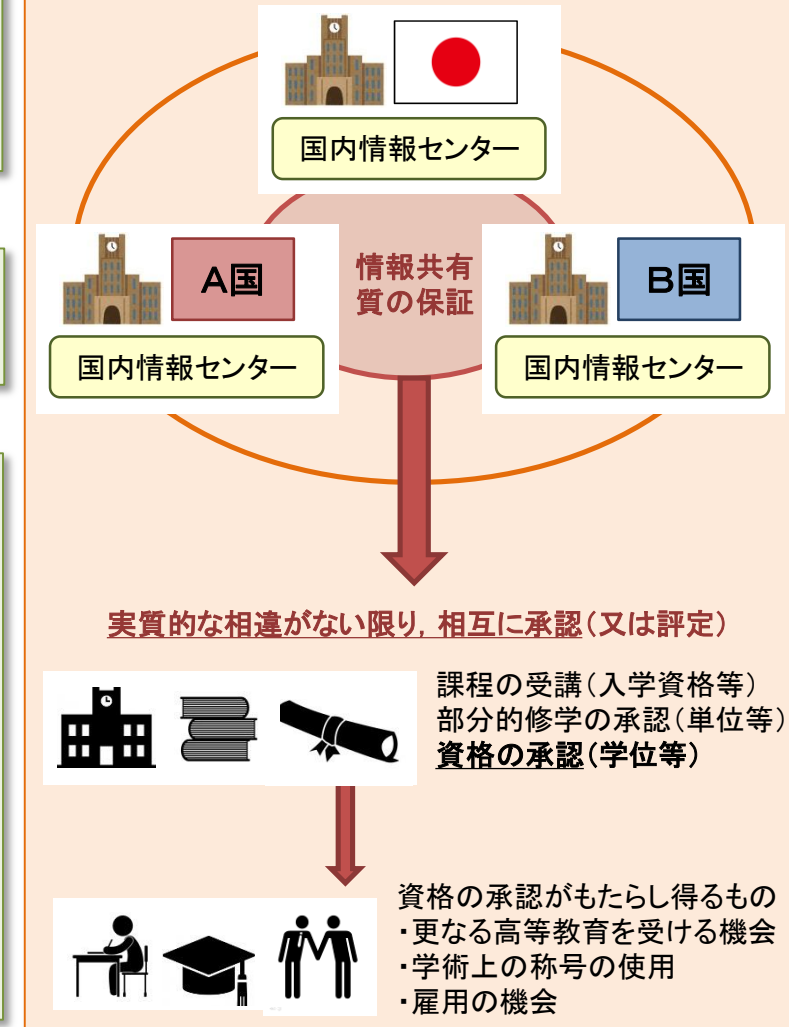
目的

- 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する。

主な内容

- ◆ 締約国は、資格の評定・承認の**手続及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。**（第3章）
- ◆ 締約国は、資格の内容に**実質的な相違がない限り**、下記①～③について、**他の締約国が付与した高等教育の資格（含：オンライン学習等による資格）を承認又は評定する。**
 - ①高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）（第4章）
 - ②部分的な修学（単位等）（第5章）
 - ③高等教育の資格（学位等）（第6章）
- ◆ 各国は**国内情報センター**を設立し、情報を交換する。（第8章）

資格の相互承認の仕組み



【参考】和文テキスト(訳文): http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1399120.htm ※文部科学省HP

原文: http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=48975&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html ※ユネスコHP

高等教育の資格の承認に関するガイドライン: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm ※文部科学省HP